

○ふじみ野市重度心身障害者医療費の支給に関する条例

平成17年10月1日

条例第108号

改正 平成18年3月30日条例第27号

平成18年9月26日条例第50号

平成20年3月25日条例第11号

平成20年6月20日条例第30号

平成21年6月16日条例第27号

平成24年3月23日条例第10号

平成25年3月27日条例第10号

平成26年9月30日条例第27号

平成30年3月27日条例第15号

(題名改称)

平成30年9月28日条例第40号

(目的)

第1条 この条例は、重度心身障害者に対し医療費の一部を支給することにより、重度心身障害者の生活の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(平30条例15・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該身体障害者手帳を所持していない者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める1級、2級又は3級の障害を有するもの
- (2) 埼玉県療育手帳制度要綱（平成14年埼玉県告示第1365号）に基づく療育手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該療育手帳を所持していない者で、同要綱で規定する「（A）」、「A」又は「B」の障害を有するもの
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級の障害を有する者
- (4) 65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「政令」という。）別表で定める程度の障害の状態にある旨の埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けているもの

(5) 75歳以上の者であって、政令別表で定める程度の障害の状態にある旨の市長の認定を受けているもの

- 2 この条例において「医療保険各法」とは、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）及びその他規則で定める社会保険各法をいう。
- 3 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法その他の規定による医療給付があったときの療養に要する費用の額から保険給付、食事療養標準負担額、生活療養標準負担額、その他法令又はそれに準ずる規程による給付及び保険者が給付する附加給付を控除した額をいう。
- 4 この条例において「医療機関等」とは、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局、同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者並びに柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第2条第1項に規定する柔道整復師及びあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第1条に規定するあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許を受けた者をいう。

（平18条例50・平20条例11・平20条例30・平21条例27・平25条例10・平26条例27・平30条例15・一部改正）

（対象者）

第3条 この条例による一部負担金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員又は加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。）及び被扶養者である重度心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 市内に住所を有する者（次に掲げる者を除く。）

ア 他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、入所、入院又は入居している者

イ 他の市町村長が身体障害者福祉法第18条第1項の規定により、共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

ウ 他の市町村長が身体障害者福祉法第18条第2項の規定により、障害者支援施設等又は指定医療機関に入所又は入院を委託している者

エ 他の市町村長が知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の規定により、共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

オ 他の市町村長が知的障害者福祉法第16条第1項の規定により、障害者支援施設等に入所させてその更生援護を行うことを委託している者

カ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費の支給を受け、指定障害児入所施設等に入所している者（対象者が18歳以上の者にあつては、当該対象者が満18歳となる日の前日に当該対象者の保護者であつた者（以下「保護者であつた者」という。）が市内に住所を有していた者を除く。ただし、当該対象者が満18歳となる日の前日に保護者であつた者がいないか、保護者であつた者が住所を有しないか、又は保護者であつた者の住所が明らかでない場合は、当該対象者の所在が満18歳となる日の前日において市内にあつた者を除く。対象者が18歳未満の者にあつては、当該対象者の保護者が障害児入所給付費の支給を受け市内に住所を有する者を除く。ただし、当該対象者の保護者が住所を有しないか又は明らかでない場合は、保護者の現在地が市内にある者を除く。）

キ 国民健康保険法第116条の2の規定により、他の市町村の区域内に住所を有するとみなされる者

ク 高齢者の医療の確保に関する法律第55条及び第55条の2の規定により、後期高齢者医療広域連合（埼玉県後期高齢者医療広域連合を除く。）が行う後期高齢者医療の被保険者である者

(2) 市から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、本市の区域外に設置されている障害者支援施設等、指定医療機関又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）に入所、入院又は入居している者（共同生活援助を行う住居への入居者を含む。）

(3) 市長が身体障害者福祉法第18条第1項の規定により、本市の区域外に設置されている共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

(4) 市長が身体障害者福祉法第18条第2項の規定により、本市の区域外に設置されている障害者支援施設等又は指定医療機関に入所又は入院を委託している者

(5) 市長が知的障害者福祉法第15条の4の規定により、本市の区域外に設置されている共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

(6) 市長が知的障害者福祉法第16条第1項の規定により、本市の区域外に設置されている障害者支援施設等又はのぞみの園に入所させてその更生援護を行うことを委託している者

- (7) 埼玉県から児童福祉法第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費の支給を受け、本市の区域外に設置されている指定障害児入所施設等に入所している者（対象者が18歳以上の者にあつては、当該対象者が満18歳となる日の前日に保護者であつた者が市内に住所を有していた者に限る。ただし、当該対象者が満18歳となる日の前日に保護者であつた者がいないか、保護者であつた者が住所を有しないか、又は保護者であつた者の住所が明らかでない場合は、当該対象者の所在が満18歳となる日の前日において市内にあつた者に限る。対象者が18歳未満の者にあつては、当該対象者の保護者が障害児入所給付費の支給を受け市内に住所を有する者に限る。ただし、当該対象者の保護者が住所を有しないか又は明らかでない場合は、保護者の現在地が市内にある者に限る。）
- (8) 国民健康保険法第116条の2の規定により、市の区域内に住所を有する者
- (9) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者で、同条に定める入院、入所又は入居前に市内に住所を有していたもの
- (10) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者で、市の区域内に住所を有するとみなされていたもの
- (11) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認めた者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象としない。
- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- (2) 児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を実施する者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている者
- (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者
- (4) 重度心身障害者となつた年齢が65歳以上の者。ただし、前条第1項第4号又は第5号に規定する重度心身障害者であつて、65歳に達する日の前日までに政令別表で定める程度の障害の状態にあり、その旨の市長の認定を受けた場合は、この限りでない。
- （平18条例50・追加、平20条例11・平20条例30・平21条例27・平24条例10・平25条例10・平26条例27・平30条例15・一部改正）
- （支給対象経費）
- 第4条 市長は、対象者に係る医療費の一部負担金（第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者が医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1

号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金を除く。以下「重度障害者医療費」という。)を支給対象経費として支給するものとする。ただし、対象者又は対象者を現に監護する者(以下「保護者」という。)の責めに帰すべき事由により対象者が負担すべき額があるときは、その額につき支給の対象としない。

2 前項の規定にかかわらず、対象者の前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号。以下この項において「政令」という。)第7条に規定する額を超えた場合は、その年の10月から翌年9月までの医療保険各法又はその他の規定による医療給付に係る重度障害者医療費の支給は行わない。この場合において、当該所得の範囲は政令第4条に規定する所得の範囲とし、所得の額の計算方法は政令第5条の例によるものとする。

3 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、対象者の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産(鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。)につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた場合、その損害を受けた日から翌年の9月30日までの医療保険各法又はその他の規定による医療給付に係る重度障害者医療費の支給については、前項の規定を適用しない。

(平18条例50・旧第3条繰下、平26条例27・平30条例15・平30条例40・一部改正)

(受給資格の登録)

第5条 重度障害者医療費の支給を受けようとする対象者又は保護者は、規則で定める申請書を市長に提出し、受給資格の登録を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、受給資格があると認めるときは受給資格登録者として登録し、受給資格がないと認めるときは当該申請者にその旨を通知するものとする。

(平18条例50・旧第4条繰下、平30条例40・一部改正)

(受給者証の交付)

第6条 市長は、前条第2項の規定により受給資格登録者として登録された者(以下「受給資格登録者」という。)が第4条の規定により、重度障害者医療費の支給の対象となる場合は当該受給資格登録者に受給者証を交付するものとし、重度障害者医療費の支給の対象とならない場合は当該受給資格登録者にその旨を通知するものとする。

(平30条例40・全改)

(受給者証の提示)

第7条 前条の規定により受給者証を交付された受給資格登録者(以下「受給者」という。)は、医療機関等において医療を受けようとする場合は、被保険者証、組合員証又は加入者証の提出とともに受給者証を提示しなければならない。

(平18条例27・一部改正、平18条例50・旧第6条繰下、平20条例11・平30条例40・一部改正)

(支給の方法)

第8条 重度障害者医療費の支給は、受給者又は保護者の申請に基づき行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、医療機関等からの請求により当該医療機関等に支給することによって行うことができる。

3 前項の規定による重度障害者医療費の支給があったときは、当該医療を受けた受給者に対して支給があったものとみなす。

(平18条例50・旧第7条繰下、平20条例11・一部改正)

(届出義務)

第9条 受給資格登録者は、規則で定める事項について異動があった場合は、規則の定めるところにより速やかに市長に届け出なければならない。

2 受給資格登録者は、規則の定めるところにより所得の状況について市長に届け出なければならない。

(平18条例50・旧第8条繰下、平30条例40・一部改正)

(譲渡又は担保の禁止)

第10条 この条例による重度障害者医療費の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(平18条例50・旧第9条繰下)

(損害賠償との調整)

第11条 市長は、医療給付が第三者の行為によるものであり、かつ、その者から受給者が損害賠償を受けたときは、その限度において、重度障害者医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した重度障害者医療費の額に相当する額を返還させることができる。

(平18条例27・追加、平18条例50・旧第10条繰下)

(重度障害者医療費の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正な手段又は他の法令等により、重度障害者医療費の支給を受けた者があるときは、その者から当該支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(平18条例27・旧第10条繰下、平18条例50・旧第11条繰下)

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平18条例27・旧第11条繰下、平18条例50・旧第12条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の上福岡市重度心身障害児（者）の医療費の支給に関する条例（昭和49年上福岡市条例第18号）又は大井町重度心身障害者医療費支給条例（昭和53年大井町条例第24号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年条例第27号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に受給者証又は受給証明書の交付を受けている者は、改正後の第2条の2に規定する対象者でないこととなった場合においても、同条に規定する対象者とみなす。

附 則（平成18年条例第50号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第11号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に第3条第1項第8号の規定に該当することにより現に受給者証又は受給証明書の交付を受けている者が、この条例の施行の日に後期高齢者医療制度に加入したことにより、同項に規定する対象者でないこととなった場合においても、現在入所している施設等を退所するまでの間は、同項に規定する対象者とみなす。

附 則（平成20年条例第30号）

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後のふじみ野市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第3条第2項第2号の規定及び第2条の規定による改正後のふじみ野市重度心身障害児（者）医療費の支給に関する条例第3条第2項第3号の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成21年条例第27号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後のふじみ野市重度心身障害児（者）医療費の支給に関する条例の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成24年条例第10号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に受給者証の交付を受けている者は、改正後の第3条に規定する対象者でないこととなった場合においても、現在入所している施設

等を退所するまでの間、同条に規定する対象者とみなす。

附 則（平成 25 年条例第 10 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 1 項第 1 号イ及びエの改正規定、同項第 2 号の改正規定（「又は共同生活介護」を削る部分に限る。）並びに同項第 3 号及び第 5 号の改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年条例第 27 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 2 項第 3 号の改正規定は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成 26 年 12 月 31 日において重度心身障害児（者）であった者（改正後のふじみ野市重度心身障害児（者）医療費の支給に関する条例第 2 条第 1 項第 3 号に規定する重度心身障害児（者）を除く。）については、同条例第 3 条第 2 項第 4 号の規定は、適用しない。

附 則（平成 30 年条例第 15 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（ふじみ野市こども医療費の支給に関する条例の一部改正）

- 2 ふじみ野市こども医療費の支給に関する条例（平成 21 年ふじみ野市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（ふじみ野市個人番号の利用事務等に関する条例の一部改正）

- 3 ふじみ野市個人番号の利用事務等に関する条例（平成 27 年ふじみ野市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成 30 年条例第 40 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第 6 条第 1 項の規定により受給者証を交付されている者の支給対象経費、受給資格の登録、受給者証の交付及び提示並びに届出義務については、平成 34 年 9 月 30 日までの間は、改正後の第 4 条から第 7 条まで及び第 9 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。